

第1号議案 神戸市都市計画審議会
運営要綱の改正について

第6条(会議の傍聴)

・第4項 傍聴者の「年齢」を削除、「連絡先」を追加

旧

(会議の傍聴)

第6条 公開で行う会議については、これを傍聴することができる。

2 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

3 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

新

(会議の傍聴)

第6条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で_____、傍聴整理簿に住所、氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

第6条(会議の傍聴)

・第7項 傍聴人の定員を「30人」に統一

旧

- 5 傍聴章の交付を受けた者は、報道機関にあっては記者席で、その他の者にあつては一般席で傍聴することができる。
- 6 傍聴章は、交付当日に限り通用する。
- 7 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は、それぞれ次の各号に定めるところによる。但し、報道機関を除く。
- (1) 1号館23階1235会議室 **15人**
- (2) 1号館14階大会議室 **30人**

新

- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 一般席の傍聴人の定員は、**30人**とする。

第6条(会議の傍聴)

- 第9項 傍聴することができない者の要件を他の規則、要綱を参考に改定

旧

- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 銃器その他危険物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

新

- 9 [略]
- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携行している者
 - (2) [略]

【削除】

- (3) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携行している者

第6条(会議の傍聴)

・第10項 傍聴に際する注意事項について他の規則、要綱を参考に改定

旧

- 10 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他これらに類する行為をしないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときはこの限りではない。
 - (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - (6) 飲食をしないこと。
 - (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

新

- 10 [略]
- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
 - (2) みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- 【削除】
- (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用してはならない。ただし、病気その他正当な理由により会長その他会議の進行をつかさどる者の許可を得たときはこの限りではない。
 - (4) 携帯電話等の無線機を使用してはならない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしてはならない。

第7条(会議録の作成)

・第3項 会議録への委員2名の押印を廃止

旧

(会議録の作成)

第7条 会長は、会議録を作成する。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会の会議の日時、場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

3 会議録は、会長の指名する委員2人が署名押印するものとする。

新

(会議の傍聴)

第7条 [略]

2 [略]

3 会議録は、会長の指名する委員2人が署名その他の方法で確認するものとする。